

業務管理体制整備の届出先等について【障害福祉サービス】

群馬県において、障害福祉サービスにおける業務管理体制整備の届出先等については以下のとおりです。

(1) 業務管理体制の届出が義務づけられる事業者等の種類

【障害者総合支援法に基づくもの】

ア 障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設

イ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

ウ 指定障害児通所支援事業者

エ 指定障害児入所施設

オ 指定障害児相談支援事業者

(2) 届出書の届出先

※届出は上記(1) ア～オの事業者等の種類ごとに行う必要があります。

	事業所等の区分	届出先
1	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省
2	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
3	全ての指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が同一中核市内に所在する事業者等	中核市 （前橋市・高崎市）
4	1から3以外の事業者	都道府県 （群馬県障害政策課）

※詳しくは厚生労働省 HP をご覧ください。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kanr_iseibi/index.html）